

面の措置によつて、廣く國民の前に公開されるのであります。

昭和二十三年六月二十三日印刷

昭和二十三年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

黒川 武雄君
左藤 義詮君

第十九部 第一類

第二回 参議院 議院運営委員会 政党及び小委員会 會議錄 第二号

昭和二十三年五月十二日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

午前十一時一分開會

○委員(藤井新一君) ではこれから政治資金規正法案についての小委員会を開會いたします。これについて先日來公聴會を開いて呉れたいという要望がございましたが、それは取止めて、証人の出頭を求めることに決定いたしました。ついではその日取を二十四日に議院運営委員会が招集するというにいたしました。その出頭する方の人選は、大体學者二名、実業界二名、労働組合方面から二名、合計六名と決定いたしました。先ず學者方面からは東大の宮澤俊義君、早大の政治科の吉村正君、又労働組合の方は岩間委員に御一任であつて、全教及び総同盟から一名ずつ又実業界の方は日商及び日本工業俱樂部からおの／＼一名、こういうことにいたして、これは黒川委員に御一任ということに決定いたします。以上は議院運営委員会が決定するのですが、先ず本委員会内で決定して置く次第でございます。これから政治資金規正法案についての審議を續行いたします。

○委員外委員(門屋盛一君) この前の委員会でも衆議院側の清沼委員長の説明は承つたのですが、これに対する全國選挙管理委員会の方の大体のお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(堀内一君) 衆議院の御審

議の経過で若干の部分に、何と申しますか、初めの草案に加える部分が出て参つたのであります。衆議院の御審議の途中選挙管理委員会も常に連絡をいたしており、全体といたしまして当初の考えよりやや届出公開等の範囲が廣くなつて参りまして、そのためにも相當政党その他の団体、或いは候補者の側におきまして、この事務を取扱います委員会等の側におきましても仕事の分量が相當増えて参ることと思ひますが、それだけに届出等が稠密になつて参りましたために、資金規正法の目的により完全に副うようになつて参つたことと思ひます。個々の條文について申上げるのは少し煩わしいのでありますから、大体といたしまして先般清沼委員長が話してお出でになりましたような解釈で運用されまじらば、この法律の目的は相當十分に達し得ることであらうというものが、選挙管理委員会でも、この衆議院で可決されました現行法についてその後委員会で一應拜見して一同が結論的に現在到達しておる考えの状態でございまして、又個々の点について御指摘がございましたら、その都度申上げることになります。

○委員外委員(門屋盛一君) 都さんに二つの質問をしてみたいのですが、一つは公職にある者の寄附行為を二年間遡つて届け出るといふことは、その寄附の性質その他によつて、その候補者の資格の審査に影響するやうな含みの下にやつておるのですか、どうですか、それが一つ。それから政治資金規正法の規定と、選挙の公正を期する上に現在の選挙費用の公定といふものが非常に少なきに失してゐるやうに思われるのですが、こういう法案が実施される場合に、管理委員会の方では本當の選挙費といふものをもう少し実態に近いものにならねばならぬとお考えになつてはおりませんか、上げる意向があるかないか。これは法というものはやや実行し得る程度のことにして置かないと実行できない額で繰引されておるために、却つて法の目的が達せられないのじやないかとお尋ねいたします。

○政府委員(堀内一君) 第一点の議員候補者が立候補いたします場合の過去一年間の寄附の点であります。これは極く悪い場合を考えますならば、事前買収的なことが選挙の期日前に行われておるやうなことがありはしないか、又さうな意味合のことは時々言われる例もあるものであります。それで從來の寄附についてそれが偽装されてある買収であるのではないかと、或はうなことを、國民の前に判断する機会を與へることが必要なんではないだろうかといふやうなことは、これは一般的に從來選挙公正といふやうな運動が起りました際も言われておつたこととございまして、今度の場合はそれ程はつきりとしたやうな虞れがあるからといふやうな考え方でもないものであります。が、とにかく非常に寄附といふものがいろいろの名目を出されておる。それで立候補前の一年間におきまする一切のそれが文化団体であらうと、経済団体であらうと一切のものに対してその当該の候補者が寄附したものを届け出でして頂くといふことは、只今までの金銭の支出がどういふ面にその人は出してゐるであらうかといふことの判断を公開するといふことによつて有権者に與えようといふだけでありまして、従ひましてこれが何らかの材料に使うといふやうなことはなし、又さうなことは起るまいと思つております。又届け出での中にも普通の冠婚葬祭といふやうなもの、これは入らないことだと思ひます。それから又かような届け出で公開をいたしますことによりまして、逆にあの人はどういふ部落なら部落に多く金を出しておるか部落のお世話をやつて呉れる人だといふやうな印象を與えるとか、或いは逆にあの人はあんな金を出しておるから落選といふやうな場合に、逆の方に働くといふやうな点も問題がありはしないかといふやうな考えは見ましたけれども、それらの点はたとえ何らかの影響があらましても極く輕微なものでございまして、それよりも候補者といふものの立候補の場合には、極めて自分の從來の行動に対して洗ひざら國民の前に示しておるのだといふ方が効果が大きいと思ひまして、かような規定の置かれることが適當だと存じております。従ひまして重大なこれによる悪い影響を考えませんければ、これ

が如何なる方面におきましても、國內的にも國際的にもこれを何らかの材料にしようと思ひます。これは全くの信じております。それから法定制限額の問題であります。これは確かに今までも費用制限額といふものは殆んどナンセンスに近いものでございまして、それでこれをやや今までの関係方面との古くからの折衝の経過で申上げますと、昭和二十年の選挙法の改正の際に、法定制限費用額といふのがおかしきやないかといふ論がすでに起つておりました。当初は關係方面との折衝ではこれをリゾナブルな金額にしようといふことが非常に困難だと説明をいたして参りました。その後途中から變つて参りまして、或る種法定制限額が、例えば全國参議院で七万八千円であるとか、衆議院で五万四千円であるとか、さういふやうな抑え方をいたしましたところ、それだけでは大して意味がない。従つて法定制限額が金額をどうするかといふことには余り興味がないといふ場合に段々變つて参りました。變つて参つたといふことは、選挙の事情といふことが段々わかつて來たやうであります。それででは代案としてアメリカでは例へばガバナーの選挙のときにはその者の一年分の給料相當額であるとか、或いは半年分の給料相當額を制限費用にする、或いは又逆にさうな法定制限額を置かずに、こゝういふ銀行に預け入れた以外に使える金といふ、それか

第十九部 第一類 議院運営委員会 政党及び選挙に関する小委員会會議錄第二号

昭和二十三年五月十二日【参議院】

【479】

らこういふところに支出をしてはいか
んとか、そういう使い方で抑えて参つ
たらどうであらうという様な研究問
題を提供された場合がございます。そ
れで考えて見ますと、ただ法定制限
額を抑えただけでは意味がない、又い
ろいろの使い方といつてもこの銀行
に預けた金しか使えないというのも日
本の実情に合わない、それから又例え
ば知事選挙とか議員の選挙のときに、
一年分の歳費の総額とか、給料の総額
では、とてもそれも実情に合わない、
いろいろの点問題にはして見たが、採用
できかねる結果が、一方ではかような
届け出をする資金規正法の思想とな
つて現われ、又一方では選挙法の改正
となつて現れて来ておるものと思つて
ございます。それで選挙公費という
ものを徹底するということは、これは
今日の採るべき途だと思つてございま
すが、選挙公費だけで自由な選挙運動
を認めませんという事は、フリーエ
レクションと申しますか、とにかく選
挙の場合には国民の前に能う限り自分
の立場をはつきりしてという、正當な
候補者の立場からいへば、選挙公費だ
けで行く選挙運動というものが、果し
て理想的なものであらうかどうか、こ
こに私は疑問があると思ひます。そう
いたしますと、公費をどの限度に認め
自由な選挙運動をどの限度に認めるか
ということでは法定制限額の問題がおの
ずから来つて来るのだらうと思つて
あります。それで現在の法定制限額と
いふものは、むしろ実情には合わない
のであります。選挙公費をやつてこれ
に候補者から或る程度の納付金を要求
し、その外に自由な選挙運動のための
選挙運動費用の法定制限額を決めるこ

といたしますと、私は只今はそれ程
高く上げる必要がないのではなからう
かと思つております。結局今のところ
では、法定制限額については、選挙公
費をどの程度までこれを認め、自由な
選挙運動、候補者自身の費用を出さな
ければならない自由な選挙運動をどの
程度に認めるかということでは、法定制
限額の問題を決めて参りたいと思つて
いるような状態でございます。

金銭的の寄附をするかといふような
場合だけに取締りの対象にするという
ことにして、その他は取り締まらない
といふ方がいい、これでこの法律の目
的は達せられるじやないかと思ひます
が、その点如何でしょうか。

今法律の規定から、直ぐこの部分を省
いてしまふといふことは、私は不可能
であり、又さういふことはしたとき
には、法律の目的を完全に達し得ない
部分が生ずるのではないか、只
今のところ考へております。

○竹下重次君 この前の委員会では
木委員の御発言だつたと記憶してあり
ますが、労働組合、官公労の問題で政
府が給與の標準等を定める場合に、そ
れに反対の運動をやるといふような場
合、これらの取締りの対象にされるこ
うことは、事実今日としては動きが
つかなくなる心配があるが、これはど
うかといふ質問に対して届け出ですれ
ばよい、活動を妨害するといふ意味ぢ
やない。こういう説明があつたように
記憶しております。併し届け出でその
の都度するといふことそれ自体に非常
に問題がある。事実やはり活動を拘
束されるという結果を生ずるといふ
うに見なければならぬと思ひます。

○政府委員(郵務一君) お話のよう
に候補者を推薦支持いたします場合は、
現在の勅令百一十号でもやはり届け出
することになつております。この場合
は恐らくさうな推薦、支持をいたし
ますれば、金銭の收支もございますか
ら、この場合は明瞭だと思ひます。そ
れからお話のように、経済団体であ
りますと労働組合等の活動の場合で
ございます。政治上の主義、施策に関
します目的を持しました場合は、法
律としては、私はこれを更に限定して
書くといふことはなからぬと思ひま
す。問題ではないかと思ひます。そうい
たしますために、解釈問題に入つて
行くといふ点が、一つはこういうよう
なこの法の規正を受けますものは、相
當幅の廣い法律について解釈がされ
ておるといふことは、やや好ましくな
いことではございまして、それとどうし
ても私は解釈問題が残らうと思つて
おります。それで労働組合だとか経
済団体だとかいふものは、全然これ
を外に外してしまふことになりまし
た場合には、そのような途を通ずる政治
資金が脱法的に行われるといふことは、
これは私は予想せざるを得ないことだ
と思つております。且つ労働組合につ
きまして、百一十号の届け出で、現に
選挙の際等に行われておる。私はそれ
等の団体のいづれについても、直ぐこ
こに書かなかつたから、脱法的なこと
が現在ある団体について起るといふ

ようなことを予断するわけではござい
ませんけれども、この法律に網羅し盡
しておりませんと、どうしてもそこに
抜け穴ができるのではないかと、そうす
ると、この法律には或る程度廣く規定
をして置く必要があると思つてござい
ますが、勅令百一十号、日本と外國と
の關係について論議するときは、論議
する団体はすべて届け出なければい
かんといふことになつておりますが、
およそ如何なる団体でも、現在日本と
外國との問題を論じない団体はないの
で、論じて見たら、その都度すべて届
け出をするかといへば、さういふに
なつておらぬのであります。従つて政
治上の主義、施策を支持するとか反対
するとか言ひましても、又それが全体
の当該の団体のいたしてあります、
或いは目的をいたしてあります中味
の幅と比べまして、極めてこれに附随
したものであるといふような場合にま
で、たま／＼その一つのスローガン等
がありましますために、それを引抜いて、
一々直ちに適用団体にするといふ工合
には考へないでよろしいのではないか
と思つております。思つておりますけ
れども、丁度勅令百一十号に、初めは勞
働組合を入れずに罷んでおりましたの
を、途中から労働組合を入れて読むよ
うに、殊に規定の上になつてそれを出
すようになりまして経過もございま
すし、とかくこういう法律は強がつて
まがちであり、而も始めから限定す
ることが困難でありますので、これの
実施に當りましては、十分國會の御意
向等を尊重いたしまして、關係方面と
協議いたしまして、これの適用の限度
といふものを、いろいろの場合につ
いて決めようと思つておりますが、只

○政府委員(郵務一君) おつしやる通
りでございます。これは私の個人的
な考へ方になるかも知れませんが、
も、政事結社と、公事結社と申しま
すか、或いはそれ以外の純粹な経済
団体と申しますか、政事結社とそれ以
外のものととの區別といふものが、只今
ではやや明瞭を欠いておるようと思
つてございます。勅令百一十号に政
會その他の団体の結社に関する勅令と
こう申しておりますが、あれは果して
どういふ中味のものを言つておるか。
寧ろこういう目的で結社してある
政事結社と、どうも只今のところ
の政事結社についての根拠の法令とい
ふものがございまして、その個々
の法律の適用について考へられるよう

○竹下重次君 この前の委員会では
木委員の御発言だつたと記憶してあり
ますが、労働組合、官公労の問題で政
府が給與の標準等を定める場合に、そ
れに反対の運動をやるといふような場
合、これらの取締りの対象にされるこ
うことは、事実今日としては動きが
つかなくなる心配があるが、これはど
うかといふ質問に対して届け出ですれ
ばよい、活動を妨害するといふ意味ぢ
やない。こういう説明があつたように
記憶しております。併し届け出でその
の都度するといふことそれ自体に非常
に問題がある。事実やはり活動を拘
束されるという結果を生ずるといふ
うに見なければならぬと思ひます。

○政府委員(郵務一君) お話のよう
に候補者を推薦支持いたします場合は、
現在の勅令百一十号でもやはり届け出
することになつております。この場合
は恐らくさうな推薦、支持をいたし
ますれば、金銭の收支もございますか
ら、この場合は明瞭だと思ひます。そ
れからお話のように、経済団体であ
りますと労働組合等の活動の場合で
ございます。政治上の主義、施策に関
します目的を持しました場合は、法
律としては、私はこれを更に限定して
書くといふことはなからぬと思ひま
す。問題ではないかと思ひます。そうい
たしますために、解釈問題に入つて
行くといふ点が、一つはこういうよう
なこの法の規正を受けますものは、相
當幅の廣い法律について解釈がされ
ておるといふことは、やや好ましくな
いことではございまして、それとどうし
ても私は解釈問題が残らうと思つて
おります。それで労働組合だとか経
済団体だとかいふものは、全然これ
を外に外してしまふことになりまし
た場合には、そのような途を通ずる政治
資金が脱法的に行われるといふことは、
これは私は予想せざるを得ないことだ
と思つております。且つ労働組合につ
きまして、百一十号の届け出で、現に
選挙の際等に行われておる。私はそれ
等の団体のいづれについても、直ぐこ
こに書かなかつたから、脱法的なこと
が現在ある団体について起るといふ

○政府委員(郵務一君) おつしやる通
りでございます。これは私の個人的
な考へ方になるかも知れませんが、
も、政事結社と、公事結社と申しま
すか、或いはそれ以外の純粹な経済
団体と申しますか、政事結社とそれ以
外のものととの區別といふものが、只今
ではやや明瞭を欠いておるようと思
つてございます。勅令百一十号に政
會その他の団体の結社に関する勅令と
こう申しておりますが、あれは果して
どういふ中味のものを言つておるか。
寧ろこういう目的で結社してある
政事結社と、どうも只今のところ
の政事結社についての根拠の法令とい
ふものがございまして、その個々
の法律の適用について考へられるよう

○政府委員(郵務一君) おつしやる通
りでございます。これは私の個人的
な考へ方になるかも知れませんが、
も、政事結社と、公事結社と申しま
すか、或いはそれ以外の純粹な経済
団体と申しますか、政事結社とそれ以
外のものととの區別といふものが、只今
ではやや明瞭を欠いておるようと思
つてございます。勅令百一十号に政
會その他の団体の結社に関する勅令と
こう申しておりますが、あれは果して
どういふ中味のものを言つておるか。
寧ろこういう目的で結社してある
政事結社と、どうも只今のところ
の政事結社についての根拠の法令とい
ふものがございまして、その個々
の法律の適用について考へられるよう

の法律の適用について考えられるところ

つておりますね。第一号ではすべての寄附を記載しろということになつております。で、この第二号の中に寄附の金額まですつかり記載することになつておりますので、一号とダブるのじやないか、第三号と第四号の関係もやはり同じじやうになつてゐる。同じことを二度と書かせることになるのだが、強いて私考えると、これは一号の方はすべての総計とか何とか、第二号の金額というのとはまた別のことを考えていたつしやるのかと思ひましたけれどもそれもなか／＼むずかしいことだと思われるのですが、その点はどうでしようか。

○政府委員（郡祐一君） これは、仰しやるように第一号、第二号、三号、四号、それ／＼對應しておりますて、一号では寄附のすべて、政党的収入をでありますか、それを一切のものと、この第一号なり第三号なりでは、このままでは恐らく金額だけ出てくればよいように考えられることと思ひますので、そのそれ／＼の収入、寄附なり支出なりに對應いたしました、その寄附をしたものの氏名、住所等が、帳簿でありますれば、それ／＼のつ／＼のところに於て参る。一号、三号はたが収入なり寄附なり一切のものを届け出る。一切のものが帳簿に載らにやいかんのだ。併しその中味となりますと、それ／＼對應いたしましたそれ／＼の一件々々の金額等が出てくることでありますして、従つて号を分けました。

の号の一、二、三、四が併しある。に必ずしも並列的な値打を持つたものではないと思つております。二号、四号はそれ／＼一号、三号の註釈めいた

ものの表示になつてゐる。むしろかう並べた方が分りがいいというので、かように書いてあるのでありますけれども、そのものの言おうとする骨子というものは、仰しやるように二号、四号はそれ、一号、三号の説明というふうな関係になつてゐると思ひます。

○竹下重次君 結局具体的にお尋ねするといふと、寄附が十人で十件あつた。一万円あつたという場合に、第二号、第四号によるとその金額なり、氏名、年月をすつかり書く。そうすると第一号による記録というのはどれだけの書くのですか。やつぱり何の某が寄附を幾らしたというのを書くのでしようか。ただ寄附の受入十万円と、こう書くわけじゃないでしようね。

○政府委員(郵政一君) これは二号、四号の方で選挙管理委員会が決めます帳簿なり様式なりにも出ておりますところは、結局寄附なり支出なりのそれぞれ二号、四号に當つておりますような事柄と、その期間の区分によります累計等が表われるようにしてありますから、帳簿面に表われますものは第一号、三号の帳簿記載事項が別の帳簿になるというふうなことはございせん。ただその帳簿に、更に明細書がついております帳簿と、幾つかに分けるかどうかというところはございしますけれども、一号、三号、或いは二号四号とが別の帳簿になる。一号、三号の帳簿というものは別に存在するといふような扱いにはいたさないつもりであります。

○竹下重次君 それを具体的に書かなければならない必要が私には分らないのです。

○衆議院参事(三浦義男君) 先程いろ

いのお尋ねがございましたやうでございますが、この法案は衆議院の議院立法として提案になりましたのでありますので、私はただその関係に或る程度関與いたしております関係上、委員会の審議の模様にも鑑み、且つ又そのときの立案の経過等に照らしまして、衆議院の意思を代弁いたしまして御答弁を申上げたいと思ひます。只今のお尋ねの点は一号から四号までの問題につきましては、一号、三号の問題につきましては、二号、四号の問題と二つの点において考え方が異つておるわけでありまして、第一号、第三号におきましては「すべての寄附及びその他の収入」「すべての支出」というものを取り上げまして、この場合におきましては金銭のみならず、物品等すべてをそこに記入するといふことでありまして、金銭につきましては総額を挙げればよいわけですが、寄附が全体の総額で十万円ということになれば、その総額を記入して置けばよいわけでありまして、それから「政党、協会その他の団体」ということにつきましては三條等の規定と関連しまして区別を設けておるわけでありまして、九條はその一つが現われておるわけでありまして、「政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附」であります。第二号に關連して申上げますれば、第二号は寄附だけでありますので、政党のその他の収入というものにつきまして特に括弧した事項を挙げましてそれを記入するといふことは収入については必要はないわけですが、寄附だけについてかような取扱ひをする。この二点が今のお

尋ねの点につきましては違えて書いてあります。

○黒川武雄君 今の三浦部長の御説明で、二と四は五百円ということに、そういうことの制限があるのですか。

○衆議院参事(三浦義男君) 九條の問題は会計帳簿の記入様式の問題でございまして、只今お尋ねの点は十二條のこの報告書を選挙管理委員会に出す場合におきまして区別を設けますその場合におきましてその金額等と関連いたして参りますので、この九條の場合の寄附、支出について個々の金額というものを会計帳簿の上に記入して置くといふことは必要であらうかと思つております。報告書は管理委員会に出すだけでありまして、仮に控えを取ればこつちに控えが残りまして控えも十二條の報告書というものを出すことになりまして、その意味におきましてその会計帳簿に更に二号、四号において個々のことを取り上げて記入して置くといふことは報告書の事項とも或る程度照合する。かようなことになつております。

○黒川武雄君 今の第八條の終りの但書についてちよつと伺いたしたいのですが、但書は何だか必要ないやうに思ひますが、三浦部長の説明を願ひます。

○衆議院参事(三浦義男君) 但書がちよつと分りにくいやうな規定がございしますが、その趣旨はこういふことでございまして、第八條の本文におきましては第六條に規定してあります「代表者、主幹者又は会計責任者」といふものの届け出でをしなければならぬものでありまして、その届け出でがされ

た後でなければ、その以前においては如何なる名義を以てしても寄附を受けたり、或いは支出をすることができない。こういうことになつておりました第六條の二項によりまして会計責任者を届け出ると同時に法律上の義務といひまして、会計責任者に事故があるとき、又は欠けたときにその職務代行者も合せて届け出るといふことになつておりました。団体活動における会計経理という大きな面がありまして、そういう便宜の処置を法律上とすることになつております。従いまして八條の但書におきましては、会計責任者が或いは死亡したやうな事故が起ります、或いは辞職する、退職するといふやうなことで欠けた場合におきましては、仮に第六條第二項におきまして届け出た会計責任者の職務代行者が現在おる場合におきましてはこの限りでないといふことでありまして、その場合においては寄附を受けてもかまわな

いといふことでありまして、つまり会計責任者がいなければ会計責任者の職務代行者、いずれかがあれば、而もそれが届け出でられた後において存在する場合においては、かまわな

いといふことであります。

○黒川武雄君 私の言ひますのは、第六條第二項並びに前項の規定がございすから、この但書は分り切つたことであつて余計な條文じゃないか、こういう意味であります。

○衆議院参事(三浦義男君) それは第八條の方で届け出でがなされた後でなければ一切寄附を受けてはいけな

いといふ場合においては、それだけでは十分でないと考えられるのでありまして、つまり第八條の「第六條又は前條の規定による届出」という前條の規

定は異動の場合の届け出であります。同時に第六條は本来の代表者、主幹者、会計責任者でありまして、こ

ういふ届け出で、それから職務代行者の届け出でといふものと二つあるわけでありまして、本文におきまして予め職務代行者を届け出ている場合におきましては問題はないのでありますけれども、或る場合によりましては職務代行者が欠けて、更に又異動の届け出でとして出て来る場合もあり得るわけでありまして、本文だけの規定は、最初に会計責任者を届け出る場合に職務代行者も届け出るといふ趣旨であり

ますので、その後に変更がありまして会計責任者の職務代行者等が届け出られた場合においては、その点に欠ける点がありますから、但書はやはり必要だ

らうと、かように考えております。

○竹下重次君 第九條の第一項、政党の場合、協会その他の団体の場合の記載事項が違つておりますね。政党の方は「寄附及びその他の収入」の場合に入つておりますが、協会その他の団体の場合には「その他の収入」といふものはオミットされておりますが、これは何か理由がありますか。

○衆議院参事(三浦義男君) それは政党につきましては三條にも五條にもちよつと書いてございしますやうに「五條の第二項でございしますか「党費」とか或いは「会費」といふものはあり得るわけでありまして、こ

ういふものは「収入」といふことに取扱われまして「寄附」といふ概念には入らないわけでありまして、それ以外に政党自体の例えば機関紙を持つてゐるとかいうやうな場合の、そういう事業上の収入、こ

ういふものはあり得るわけでありま

す。

○衆議院参事(三浦義男君) 先程いろ

のです。
 ○衆議院参事(三浦義男君) 先程い
 ないわけでは。密附だけについてかよ
 うな取扱いをする。この二点が今の
 のでありまして、その届け出でがされ
 た後でなければ、その以前においては
 して、つまり第八條の「第六條又は前
 條の規定による届出」という前條の規
 うな場合の、そういう事業上の収入
 こういうものはあり得るわけでありま

すので、政党の場合につきましては、

特に「密附及びその他の収入」という
 ことを挙げましたのでありまして、協

会その他の団体につきましては、これ
 は本來的に政治目的を持つていないが

この政治資金規正法においてこれ
 を取り入れて規正して行くという趣旨

でありますので、成るだけその点に関
 しましては最小限度の取扱いをする

という趣旨から「密附」だけにいたした
 わけであります。

○委員長(藤井新一君) ちよつと速記
 を止めて……。

〔速記中止〕
 ○委員長(藤井新一君) 速記を始めて

……。本日はこの程度で散会いたした
 と思ひますが、如何でございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○委員長(藤井新一君) それではこれ

を以て散会いたします。
 午前十一時五十八分散会。

出席者は左の通り。

委員長 藤井新一君

委員 黒川 武雄君
 大隈 信幸君
 竹下 豊次君
 岩間 正男君

委員外委員 門屋 盛一君

政府委員 全國選挙管理委員会事務局

長 郡 祐一君

事務局側 参事(法制部長)

川上 和吉君
 参事(委員部長)

河野 義克君

衆議院事務局側

参事(法制部長)

三浦 義男君

昭和二十三年八月八日印刷

昭和二十三年八月九日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局